

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会 議事録

■日時 平成30年4月27日（金）午前10時01分～午後0時09分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、町田第一部会、池邊委員、池本委員、日下委員、小堀委員、齋藤委員、坂本委員、佐々木委員、谷川委員、堤委員、寺島委員、西川委員、平林委員、宮越委員、森川委員、義江委員

■議事内容

1 答申

(1) 「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、騒音・振動の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(1) 「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、騒音・振動の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(2) 「(仮称) 芝浦一丁目建替計画」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに騒音・振動、地盤、景観、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物に係る指摘事項について留意するべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	・(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業	平成 30 年 4 月 10 日
2 環 境 影 響 評 価 書	・八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業	平成 30 年 3 月 27 日
3 事後調査報告書	・紀尾井町南地区開発事業 (工事の完了後)	平成 30 年 3 月 30 日
	・立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業 (工事の施行中その 4)	平成 30 年 3 月 23 日
	・(仮称) T G M M 芝浦プロジェクト (工事の施行中)	平成 30 年 3 月 27 日
	・都市高速鉄道東京臨海新交通臨海線 (新橋～竹橋ふ頭間) 及び都市計画道路補助 313 号線建設事業 (工事の完了後)	平成 30 年 3 月 30 日
	・東京都市計画道路環状第 2 号線 (港区新橋～虎ノ門間) 建設事業及び環状第 2 号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業 (工事の施行中その 8)	平成 30 年 3 月 30 日
	・杉並清掃工場建替事業 (工事の施行中その 5)	平成 30 年 3 月 30 日
4 変 更 届	・東京都市計画道路放射第 35 号線及び東京都市計画道路放射第 36 号線 (板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目間) 建設事業	平成 30 年 3 月 29 日
	・都市高速道路 高速外郭環状葛飾線建設事業	平成 30 年 3 月 28 日
	・東京都市計画道路放射第 5 号線 (杉並区久我山二丁目～久我山三丁目間) 建設事業	平成 30 年 3 月 29 日
	・西東京都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線 (西東京東伏見～北町間) 建設事業	平成 30 年 3 月 30 日
	・(仮称) 東京港臨港道路中防内 5 号線、中防外 5 号線及び中防外 3 号線道路建設計画	平成 30 年 3 月 30 日
5 対象計画策定に係る書面提出書	・東京都市計画道路幹線街路環状第 4 号線 (港区港南一丁目～同区白金台三丁目) 建設事業	平成 30 年 3 月 29 日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
6 着 工 届 (事 後 調 査 計 画 書)	・ 虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業	平成 30 年 4 月 9 日
	・ 京王電鉄京王線 (笹塚駅～つつじヶ丘駅間) 連続立体交差化及び複々線化事業	平成 30 年 3 月 19 日

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会
速 記 録

平成30年4月27日（金）

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

(午前10時1分開会)

○真田アセスメント担当課長 それでは、お時間になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち17名、御出席をいただいております。まして、定足数を満たしております。

まず、総会の開催に先立ちまして、事務局側の幹部職員の異動がございましたので、御報告いたします。

4月1日付で、アセスメント担当課長の池田が転出となり、新たに転入いたしました森本でございます。

○森本アセスメント担当課長 おはようございます。

このたび、アセスメント担当課長を拝命いたしました森本と申します。

委員の先生方には、日ごろより東京都の環境行政に御尽力賜りまして、誠にありがとうございます。

私自身、アセスに携わらせていただくのは初めてではございますが、アセス制度の適切な運用、それから、この審議会における先生方の実のある御審議に向けまして、精一杯尽力してまいりたいと考えてございます。いろいろとお世話になると思いますし、また、先生方には御指導、御鞭撻を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、平成30年度第1回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございましたので、よろしく願いいたします。

○柳審議会会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」の第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度といたします。

それでは、傍聴人の方を入场させていただきます。

(傍聴人入场)

○柳審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退席されて結構です。

それでは、ただいまから平成30年度東京都環境影響評価審議会第1回総会を開催いたします。

それでは、本日の会議は、次第にありますように、答申3件及び受理報告を受けることといたします。

最初に、「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、町田第一部会長から報告を受けることといたします。

それでは、よろしく願いいたします。

○町田第一部会長 承知しました。

それでは、資料1をご覧くださいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○真田アセスメント担当課長 わかりました。

それでは、資料1、1ページをお開きください。

それでは、読み上げさせていただきます。

平成30年4月27日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田 信夫

「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」

環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

それでは、2ページをお開きください。

それでは、別紙でございます。

「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、平成30年2月8日に「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

【騒音・振動】

1 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動について、予測の対象時点を建設機械の稼働による影響が最大となる時点としているが、本事業は複数の工期に分けて段階的に実施する計画であることから、各工期における環境への影響が最大となる時点を適切に把握し、必要な時点において予測・評価すること。

2 自動車教習所の供用に伴う騒音について、事業計画地周辺には中高層住宅が存在することから、これらの住宅に近接する地点における高さ方向についても、必要に応じて予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○町田第一部長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、平成30年2月8日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。

本事業は、葛飾区東金町一丁目に位置する約2.9ヘクタールの事業区域において、集合住宅、商業施設、公益施設、自動車教習所等を新築する計画であり、対象事業の種類は、高層建築物の新築でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

騒音・振動の意見ですが、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動について、本事業は複数の工期に分けて段階的に実施する計画であることから、各工期における影響が最大となる時点を適切に把握し、必要な時点において予測・評価することを求めるものなど2件でございます。

本調査計画書に対しましては、都民から1件の意見書の提出がありました。

また、周知地域区長である葛飾区長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して、評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に、御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳審議会会長 それでは、そのようにさせていただきます。事務局で答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」配付)

○柳審議会会長 それでは、答申書を読み上げてください。

○真田アセスメント担当課長 わかりました。

それでは、答申書のほうを読み上げさせていただきます。

30 東環審第 6 号

平成 30 年 4 月 27 日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」

環境影響評価調査計画書について (答申)

平成 30 年 2 月 8 日付 29 環総政第 840 号 (諮問第 483 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については先ほどと同じ内容でございます。

以上でございます。

○柳審議会会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することといたします。

次に、「東武鉄道東上本線 (大山駅付近) 連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましても、第一部会で審議していただきましたので、その結果につきまして、町田第一部長から報告を受けることといたします。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○町田第一部長 それでは、報告をいたします。

まず、資料2をご覧くださいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をしてください。

○森本アセスメント担当課長 それでは、本日の資料4ページをお願いいたします。

読み上げさせていただきます。

平成30年4月27日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部長 町田 信夫

「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」

環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は、右の5ページでございます。

「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、平成30年2月21日に「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

【騒音・振動】

工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の集合住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○町田第一部長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、平成30年2月21日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。

本事業は、東上本線の大山駅付近約1.6kmの区間を高架化により、道路と鉄道を連続的に立体交差化するものであり、対象事業の種類は鉄道の改良でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

騒音・振動の意見ですが、工事の完了後の鉄道騒音について、周辺には中高層の集合住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うことを求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、都民からの意見はありませんでしたが、周知地域区長である板橋区長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して、評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳審議会会長 それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」配付)

○柳審議会会長 それでは、答申書を読み上げてください。

○森本アセスメント担当課長

30 東環審第 7 号

平成 30 年 4 月 27 日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」
環境影響評価調査計画書について（答申）

平成 30 年 2 月 21 日付 29 環総政第 875 号（諮問第 484 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほどと同じ内容でございます。

以上でございます。

○柳審議会会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、次に、「（仮称）芝浦一丁目建替計画」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第二部会で審議していただきましたので、その結果について、坂本第二部会長代理から報告を受けることといたします。

それでは、よろしく願いいたします。

○坂本第二部会長代理 報告させていただきます。

資料 3 をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○真田アセスメント担当課長 それでは、資料 7 ページをお開きください。資料 3 でございます。

平成 30 年 4 月 27 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳憲一郎 殿

「(仮称) 芝浦一丁目建替計画」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

8 ページをご覧ください。

別紙でございます。

第1 審議経過

本審議会では、平成29年11月28日に「(仮称) 芝浦一丁目建替計画」環境影響評価書案について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見などを勘案して、その内容について検討した。

その審議経過については付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【騒音・振動】

工事用車両の出入り口が計画地南側に集中し、主な走行ルートとなる区道の大型車の交通量は、長期間にわたり大幅な増加が予想されることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、地域住民に対して十分な説明を行うこと。

【地盤】

掘削工事範囲に近接して、芝浦運河及び古川の既設護岸 JR 横須賀線、東京モノレール、高速道路等の公共性の高い重要施設が存在していることから、地盤掘削や地下水揚水の実施に当たっては、これらの地上及び地下の重要施設に対し適切に配慮するとともに、地盤高や地下水位の観測データを注視し、計画地及びその周辺における地盤変形などの未然防止に努めること。

【景観】

計画地北東約 5m にある東芝浦橋における計画建築物の形態率は 21.2% と予測しているが、新たに計画地北側に集約される新浜公園（新）の形態率は、東芝浦橋よりもさらに増加するものと予想されることから、新浜公園（新）における圧迫感軽減のための方策について検討すること。

【自然との触れ合い活動の場】

- 1 計画地西側に緑化を施した大規模なオープンスペースを整備する計画としているが、自然との触れ合い活動の場として持つ機能が明らかになるよう、具体的な整備方針や利用目的を記述すること。
- 2 分散していた新浜公園を古川沿いに集約し、周辺のオープンスペースと連続したまとまりのある空間として公園を整備する計画としているが、主に花見や休息などとして活用されている現状の新浜公園の利用状況を踏まえ、オープンスペースの整備に当たっては、できる限り既存樹木を用いるなど継続性に配慮した計画となるよう努めること。

【廃棄物】

計画地内の既存建築物の建設時期と石綿含有製品の使用期間が重複していることから、既存建築物における石綿含有製品の使用状況について、可能な限り明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価すること。

以上でございます。

○坂本第二部会長代理 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、平成 29 年 11 月 28 日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における 4 回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から 1 件の意見書の提出がありました。

また、関係区長である港区長及び品川区長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの公述の申し出がなかったため、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住

民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、港区芝浦一丁目に位置する約 4.7ha の区域において、事務所、商業施設、ホテル、住宅、駐車場等を新築する計画であり、対象事業の種類は高層建築物の新築及び自動車駐車場の設置でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、騒音・振動の意見ですが、工事用車両の主な走行ルートとなる区道の大型車の交通量は、長期間にわたり大幅な増加が予想されることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、地域住民に対して十分な説明を行うことを求めるものでございます。

次に、地盤の意見ですが、掘削工事範囲に近接して、芝浦運河等の既設護岸や JR 横須賀線等の公共性の高い重要施設が存在していることから、地盤掘削や地下水揚水に当たっては、これらの重要施設に対し適切に配慮するとともに、地盤高等の観測データを注視し、地盤変形などの未然防止に努めることを求めるものでございます。

次に、景観の意見ですが、新たに計画地北側に集約される新浜公園の形態率は、東芝浦橋よりもさらに増加するものと予想されることから、新浜公園における圧迫感軽減のための方策について検討することを求めるものでございます。

次に、自然との触れ合い活動の場の意見ですが、計画地西側に大規模なオープンスペースを整備する計画としているが、自然との触れ合い活動の場として持つ機能が明らかになるよう、具体的な整備方針等を記述することを求めるものなど 2 件でございます。

最後に、廃棄物の意見ですが、既設建築物の建設時期と石綿含有製品の使用期間が重複していることから、石綿含有製品の使用状況について、可能な限り明らかにするとともに、必要に応じて、予測・評価することを求めるものでございます。

以上で私からの御報告を終わります。

○柳審議会会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等がございますでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 廃棄物の項目につきまして若干補足させていただこうと思います。

環境影響評価書案の 356 ページをご覧くださいんですけども、ここでは撤去対象となる既存建築物について示されております。この既存建築物が①～③までということであり

ますけれども、①が40階建てということで、かなり規模が大きい既存建築物であるということとでございます。

そして、360ページを今度はご覧いただきたいんですけども、上から2行目のところで、アスベストの使用が確認されているという記載がされております。しかし、この後ろを読んだところ、この使用が確認されているという記載のみにとどまっております、その状況が記載されていないということで、このあたりは、使用が確認されているのがわかれば、内容も書けるだろうということで、そのあたりを求めたいということで意見とさせていただいたものです。また、先ほど述べましたとおり、既存建築物の規模が大きいものですから、その工事の対策という意味でも、アスベスト対策が重要となってまいりますので、そのあたりを求めたいということとでございます。

一方で、可能な限りとさせていただいたことに関しましては、御承知のとおり、やはり図面等だけで把握できる部分が限られていますので、そのあたりを可能な限り明らかにしていただきたいということとさせていただいております。

以上です。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 細かい文言のことなんですが、資料の9ページのところの自然との触れ合い活動の場の1の2行目から3行目なんですが、これは自然との触れ合い活動の場として持つ機能が明らかになるよう、具体的な整備方針や利用目的を記述することとなっておりますが、これは利用目的が明らかになって初めて具体的な整備方針というのが決まるわけですから、順序が逆かと。ですから、機能が明らかになるように必然目的、それから次に具体的な方針を記述するというのが望ましいかなと思いました。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

その点について、事務局、いかがでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 今の御指摘について、今後、自然との触れ合いの活動の場に、こういう意見のところにおいてはきちんとその旨を反映させていきたいと考えてございます。

以上です。

○柳審議会会長 小堀委員、それでよろしいですか。

○小堀委員 はい、結構です。読んだときにちょっと、目的があつて初めて具体的な整備方針が決まるので、ちょっとこれは読んだときに違和感があつて。

これで結構です。ありがとうございます。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

義江委員、どうぞ。

○義江委員 風環境の話なんです、評価書案の306ページを見ますと、85番とか86番、87番というのが黄色く領域Cとして示されております。風が強くなる場所ですが、301ページのレーダーチャートを見ますと、こういった領域Cとなるような点が幾つか抜け落ちておりまして、例えば、81番、85番、86番、87番といった領域Cとなる点が抜け落ちております。こういった点は、重要な点ですので、やはりレーダーチャートのほうにもちゃんとデータを示しておいたほうが良いと思います。

以上です。

○柳審議会会長 事務局からどうぞ。

○真田アセスメント担当課長 今、御指摘いただいた点については、きちんと事業者のほうに伝えてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○柳審議会会長 義江委員、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか、特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳審議会会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」配付)

○柳審議会会長 それでは、答申書を読み上げてください。

○真田アセスメント担当課長 それでは、答申書のほうをご覧ください。

30 東環審第5号

平成30年4月27日

東京都知事 殿

「(仮称) 芝浦一丁目建替計画」環境影響評価書案について (答申)

平成 29 年 11 月 28 日付、29 環総政第 524 号 (諮問第 474 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおり。

意見については、別紙の、先ほどと同じ内容でございます。

以上でございます。

○柳審議会会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、次に、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、11 ページをお開きください。

受理報告でございます。

今回、1 番の環境影響評価調査計画書から、環境影響評価書、事後調査報告書、変更届、対象計画策定に係る書面提出書、あと、12 ページの着工届でございますが、着工届については、ご覧の案件についての着工届でございます。

それでは、御説明をさせていただきます。

○森本アセスメント担当課長 それでは、最初に、「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」の調査計画書について説明させていただきます。

説明につきましては、お手元の薄橙色の冊子、こちらのほうを用いまして説明させていただきたいと思っております。

最初に、1 ページをお開きください。本件は、4 月 13 日付で文書諮問させていただいている案件でございます。

それでは、説明させていただきます。

事業者は小平・村山・大和衛生組合でございます。

事業の名称は「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」。

事業の種類は廃棄物処理施設の設置となります。

対象事業の概略でございますが、既存のごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設を撤去して、新しいごみ焼却施設の建設を行うものでございます。

表 3-1 をご覧ください。

所在地は小平市中島町2番1号。

計画敷地面積は約19,800㎡。

工事着工年度は2020年度を予定。

施設稼働年度は2025年度を予定してございます。

施設規模は、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ破碎残渣を焼却いたしますが、118t/日・炉処理できるのが2基ございまして、合計236tの能力を有するものとなります。

処理方式は、全連続燃焼式。

主な建設物等は、工場棟、管理棟、煙突、ストックヤードなどがございます。

3ページをお願いいたします。

こちらが対象事業の位置でございます。こちらの地図の中央に小さく斜線で囲ってあるところが計画地となるものでございます。計画地の北側、すぐそばを西武拝島線が通っております。

4ページをお願いいたします。

こちらが航空写真でございます。

右5ページをお願いいたします。

こちらが対象事業の区域でございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

(1) 施設計画でございますが、既存施設及び新施設の施設の比較は表4.2-1に示すとおりでございます。

右側7ページをご覧ください。

こちらは既存施設の配置図となっております。図の4・5号ごみ焼却施設は処理能力が大きく、こちらを稼働させながら、まず3号ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設などを解体し、その跡地に工場棟を建設、その後、4・5号ごみ焼却施設を解体して、その跡地に管理棟などを建設する計画となっております。

1枚おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。

こちらが新施設及び関連施設の配置図となっております。今、説明申し上げましたとおり、3号ごみ焼却施設などの跡に工場棟が、4・5号ごみ焼却施設の跡に管理棟が、粗大ごみ処理施設の跡に駐車場が設置される予定となっております。

6ページにお戻りください。

表4.2-1 既存施設及び新施設の施設の比較でございます。

工場棟につきましては、現在の建築面積は3号ごみ焼却施設が約1,219㎡、4・5号ごみ焼却施設が約2,126㎡、新施設は約4,050㎡でございます。

新施設となる管理棟の建築面積、構造、高さはご覧のとおりでございます。

煙突の高さは、新施設では59.5mでございます。現在の3号ごみ焼却施設と高さは変わりません。

新施設の附属施設は計量棟、ストックヤード。

関連施設は（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設となります。

9ページをお願いいたします。

こちらが、新施設を北側、東側から見ての立面図でございます。

1枚おめくりください。

こちらが、新施設を南側、西側から見た立面図でございます。

右側11ページをお願いいたします。

こちらが表4.2-2設備概要になります。施設規模は、現在の2棟のごみ焼却施設を1棟に建て替えることにより、焼却可能量は2棟合計の315t/日・炉～236t/日・炉になります。

12ページをお願いいたします。

こちらが処理フローとなっております。

13ページをお願いいたします。

（ア）ごみの流れについてでございますが、3市から搬入された可燃ごみ及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設から発生した破碎残渣は、ごみ計量機で計量した後、ごみピットに投入・貯留されます。ごみピットは搬入量の変動や焼却炉停止に備えて、施設規模の7日分以上の貯留容量を確保することとなっております。

（ウ）灰の流れについてでございますが、主灰、不燃物は、灰搬出装置によりふるい・磁選機へ移送され、鉄類及び灰に選別されてそれぞれ金属類バンカ及び灰ピットに貯留されます。鉄類は資源物として搬出し、灰は東京都西多摩郡日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬出し、全量エコセメントとして資源化されます。ボイラ及びろ過式集じん器で回収される飛灰は、乾灰貯留層に一時貯留し、主灰と同様にエコセメント化施設に搬出し、全量エコセメントとして資源化されます。エコセメント化施設へ乾灰として搬出できない場合は、飛灰処理装置で重金属との反応性に富む金属捕集剤を添加して重金属類が溶出しないように処理した後、エコセメント化施設に搬出し、エコセメントとして資源化されます。

14 ページをお願いいたします。

ウ、排ガス及び施設諸元は、表 4.2-3 に示すとおりでございます。

18 ページをお願いいたします。

(4) の緑化計画でございます。敷地面積が約 19,800 m²、建築面積が約 7,900 m²を踏まえて、東京都の条例における緑化面積の約 2,800 m²以上を満足するとともに、小平市の条例の趣旨を遵守、可能な限りの緑化に努めるとされてございます。敷地内の地上部及び接道部では樹木を、建築物上では、樹木、芝、多年草などにより緑化する計画となっております。

19 ページをお願いいたします。

4.3.1(1) 工事工程でございます。工事は 2020 年度に着手し、新施設の稼働は 2025 年度を予定してございます。

少し飛びまして、118 ページをお願いいたします。

環境影響評価の項目でございます。環境影響評価の項目の選定手順は、下の図 7-1 に示すとおりで、対象事業の事業計画案の内容から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を検討することにより、大気汚染、悪臭、騒音・振動など 13 項目を選定してございます。

120 ページをお願いいたします。

選定した理由でございます。

7.1.1 大気汚染、それから騒音・振動についてでございますが、工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定してございます。工事の完了後においては、施設の稼働による煙突排出ガスと廃棄物等運搬車両の走行による影響が考えられることから環境影響評価の項目として選定してございます。

悪臭は、工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみピットを発生源とする臭気の拡散により、周辺の環境への影響が考えられることから環境影響評価の項目として選定してございます。

右側 121 ページをお願いいたします。

土壌汚染でございます。計画地内において実施した土壌汚染の現地調査により、鉛及びその化合物の含有量が、一部の区域において汚染土壌処理基準を超過していることが確認されてございます。工事の施行中においては、建設工事により建設発生土が発生し、敷地外へ搬

出されるため、計画地周辺の環境に影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定してございます。

工事の完了後においては、現在の表土は掘削・除去されており、敷地外への搬出はございません。灰などの運搬に当たっては、天蓋つきの運搬車両を使用するとともに、建物内の閉め切った空間で灰などを積み込むため、一般環境中に灰などが飛散することはありません。

プラント排水については、下水排除基準に適合するように処理した後、公共下水道に放流するとともに、排出ガス中のダイオキシン類についてもダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準以下の濃度に処理して排出するものでございます。

このため、工事の完了後については土壌汚染を予測・評価項目としてございません。

123 ページをお願いいたします。

選定しなかった項目でございます。選定しなかった項目は、水質汚濁、地形・地質、風環境、史跡・文化財の4項目でございます。選定しなかった理由は、本ページから124ページにかけて項目ごとに記載させていただいているとおりでございます。

本件の説明は以上でございます。

続きまして、環境影響評価書、「八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業」、こちらについて御説明をさせていただきます。

本日の資料の13ページをお願いいたします。

この事業につきましては、評価書案に対する審査意見書を昨年12月に事業者へ送付、事業者のほうで、意見書を踏まえ、今回の評価書で修正された内容について説明させていただきます。意見書と評価書の関連について説明申し上げる前に、対象事業の内容の概略について説明させていただきます。

お手元の緑色の評価書の冊子、11ページをお願いいたします。

こちらが計画地位置図でございます。図の中央部分の丸数字がついていない網かけの範囲が本事業の計画地でございます。①は本事業に先行して計画された八重洲一丁目東地区計画、それから②は八重洲二丁目北地区計画でございます。こちらの計画地敷地面積は約2・2ha、敷地面積は約19,500㎡でございます。

17ページをお願いいたします。

こちらが断面図になります。最高高さは約240m、主要用途は事務所、店舗、居住・滞在施設、インターナショナルスクール、バスターミナル、駐車場などとなっております。工事

予定期間は平成 31 年度～35 年度の予定。供用開始予定は平成 35 年度の予定となっております。

本日の資料、13 ページにお戻りください。

評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連についてでございますが、まず、大気汚染、騒音・振動共通についての意見書の内容は、工事用車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動の予測において、増加分はわずかであるとしているが、計画地に近接して、同時期に複数の開発事業による工事が計画され、工事用車両の集中による影響が懸念、周辺開発事業者と調整を図るなど、環境保全のための措置を徹底することとなっております。

評価書の記載は、周辺の開発事業者・施工会社と工事、工程などの情報を共有して、工事用車両が集中することのないように努めることなどを環境保全のための措置に追記してございます。

次に、大気汚染でございます。意見書では、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では、寄与率が高い上に二酸化窒素については環境基準も超えており、計画地に隣接する再開発事業において小学校などの再整備が予定されていることから、環境保全のための措置を徹底することという意見をつけてございます。

評価書の記載は、建設機械の稼働の際には、隣接地に再整備が予定されている小学校などへ配慮することを環境保全のための措置に追記してございます。

次に、風環境でございます。

意見書では、風洞実験の予測結果では、防風植栽により風環境が改善されるとしているが、計画地に隣接する再開発事業において小学校などの再整備が予定されていること、周辺の歩道などには多数の歩行者が通行することから、防風対策を確実に実施すること。今後、計画地周辺で複数の再開発事業の計画があることも踏まえ、事後調査において、防風対策の効果を確認するとともに、必要に応じて適切な対策を講じることという意見をつけてございます。

評価書の記載は、隣接地に小学校などの移設が予定されていることから、防風対策を確実に実施すること、事後調査において問題が確認された場合には、原因を確認した上で適切な対策を実施することなどを環境保全のための措置に追記してございます。

本件の説明は以上でございます。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のあった調査計画書と評価書について何か御質問等があればお願いいたします。

それでは、齋藤委員どうぞ。

○齋藤委員 新ごみ焼却施設なんですが、先ほどの鉛の含有量の話が出てきたと思うんですけども、データを見ていると、超過した地点以外にも幾つか高いところが出ているみたいなんですけれども、その原因のほうはわかっているのでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 現時点では、その御指摘の点につきましては、確認ができませんので、評価書案の段階で明らかにしていって考えたいと思います。

○齋藤委員 これ、周辺に要措置区域とか届け出区域がなくて、この地域というか、この場所の幾つかだけ、鉛だけ特有的に出ているというような雰囲気があるんですよね。やはり、それはちょっと原因がわからないと、今後、どういうものがまた出てくるかわからないので、早目に原因究明はしていただいたほうがいいと思いますので、よろしく願いいたします。

○柳審議会会長 事務局、いかがでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 御指摘の点につきましては、事業者のほうに伝えまして、早急に明らかにするよう調整をさせていただきたいと思います。

以上です。

○柳審議会会長 ほかに、いかがでしょうか。

それでは、谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 一点、廃棄物に関してなんですけれども、今後評価書案をつくる際に、灰の処置として、こちらのほうにはエコセメントに入れる入れ方として、受け入れられない、搬入し切れない場合には、キレート処理して、それでまたエコセメントの施設に入れるということが書いてありまして、その辺の区別がきちんとわかるように評価書案のほうはしていただかないと、ちょっと矛盾するんじゃないかなということがありますので、その辺をお願いしたいと思います。

それから、もう一点が、これはちょっと、これまでの私のほうの記憶が定かでないんですけども、水質汚濁を除外されていますけれども、下水道放流するから除外しますよということなんですけれども、実質的には排水処理なり、あるいは解体工事の際には、何らかの処理をして、それで下水道放流するということになるわけなので、下水道のほうで排除基準を満足するかしないか、そこでチェックするからいいんだよということなのかもしれないんですけども、処理設備をつくるわけですから、評価をされてもよろしいのではないのかなというのは、ちょっと素朴な疑問として思いましたので、これまでも、ごみ焼却施設の際には、都の仕組みの中でもいろいろあったかと思えますけれども、その際の整合性を保つようにされ

たほうがよろしいんじゃないかなということ、これは意見ですので、よろしく願いいたします。

○柳審議会会長 事務局、いかがでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 2点目の先生の御指摘についてなんですが、これまでも、ほかの工場においても、同じ形で下水道のほうに排出ということで対応させていただいております。ですので、予測・評価を出してございません。

○柳審議会会長 1点目は、よろしいですか。

○森本アセスメント担当課長 1点目の御指摘につきましては、事業者のほうにお伝えいたしまして、評価書案のほうに対応するよう調整を進めてまいります。

○柳審議会会長 よろしいでしょうか、谷川委員。

ほかにいかがでしょうか。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 今の新ごみ焼却施設整備事業の16ページの排水処理フロー、図4.2-8なんですが、これは雨水で建物の屋上に降ったものは再利用して施設内で利用と、それで、雨水のうち、構内道路、緑地に降った雨水は浸透して、一時貯留をして、これは公共下水道へ流すと書いてありますが、特に緑地などは浸透させるというのは大変いいことだと思うんですが、それは施設内で利用できる、下水に流す必要のない雨水と思いますので、これは再利用のほうへ回すようなフローというのは考えてはいないのでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 御指摘の件につきましては、事業の概要は今後また明らかになっていくと思われまますので、そこに向けまして伝えていくようにしたいと思います。

○柳審議会会長 よろしいでしょうか。

雨水等といって、この構内道路とか、そういうところだとトラックの運搬によって焼却灰とか、何かこぼれたりして、それがあるので、こういった一時貯留槽のほうに持って行って下水道に放流するというような形にしているという理解でよろしいんですね。

○森本アセスメント担当課長 御指摘の件なのですが、今後、その事業のほうで明らかになっていくと思われまますので、その件についても明確にするよう伝えてまいりたいと思います。

○柳審議会会長 そうですか。わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 173 ページの廃棄物のところに、建設発生土の状況など、下記の法律などに基づいてということが書いてございますけれども、先ほど齋藤先生のお話にもあったように、鉛の含有量の高いところ、また、ちょっと高めで懸念されるような地点もございますので、その付近の連携をしっかりとって、建設発生土と汚染土壌というものをしっかりと、個別に考えるのではなくて有機的に連携して進めていただけるようにというお願いです。

○柳審議会会長 事務局、それでよろしいでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 事業者のほうに伝えて調整を進めてまいります。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 もう1点なんですけれども、これは評価書案が提出されるまでに、機種選定がいろいろあったり、なかなか難しいと思うんですけれども、今、ストーカ式と流動床式の、多分それを想定して、こちらの調査計画書が書かれていますけれども、その●キシユによって評価書案の内容というのはかなり違ってきますので、評価書案の出されるときにはもう機種もおおむね決まっていらっしゃるんですよねという、そういう確認をさせていただきたいと思います。

○柳審議会会長 はい、どうぞ、事務局。

○森本アセスメント担当課長 今、谷川委員、おっしゃった件なんです、現時点ではちょっと未定とのことで、評価書案の段階で示される可能性はあると思われま。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、引き続き事後調査報告書の説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、事後調査報告書のほうを説明してまいります。

資料の14ページをお開きください。事後調査報告のほうはピンク色の「紀尾井町南地区開発事業」、これに沿って説明させていただきます。

事業名は「紀尾井町南地区開発事業」です。

事業者は株式会社西武プロパティーズでございます。

事業の種類は高層建築物の新築でございます。

規模のところでございます。13ページの事後調査報告、13ページをお開きください。

13ページ、このような配置図になってございます。敷地面積は30,360.19㎡、延べ床面積は226,193.85㎡となっております。

それでは、事後調査報告書の 15 ページをご覧ください。15 ページでございます。

この敷地は、以前、赤坂プリンスホテルというホテルが建っていたところなのですが、こちらのほうは、今回計画では最高高さが 177.65m のビルが建つ予定となっております。主要な用途としては、オフィス、ホテル、住宅、店舗、駐車場などとなっております。

工事期間は平成 24 年度～平成 28 年度となっております、供用開始は平成 28 年度となっております。

16 ページをお開きください。こちらが赤坂見附の交差点からこの対象となる建築物を見た写真でございます。

それでは、また資料にお戻りください。

今回、事後調査の区分としては、工事の完了後でございます。

調査項目と調査事項については、大気汚染、騒音・振動など全部で 11 項目となっております。

まず、1 大気汚染でございます。

(1) 関連車両の走行に伴い発生する大気質でございますが、二酸化窒素濃度の期間平均値は予測結果を下回っております。日平均値の最高値は、予測結果及び参考比較した環境基準、これを下回っているという結果でございます。

なお、浮遊粒子状物質については、二酸化窒素の事後調査結果及び予測条件である断面交通量の事後調査結果が予測結果を下回っていたということから、事後調査結果は予測結果を下回っていたものと推測してございます。

次に、(2) 駐車場の供用に伴い発生する大気質でございます。

こちらにも二酸化窒素濃度、これの期間平均値は予測結果を下回っておりまして、日平均の最高値、これは予測結果及び参考比較した環境基準、これを下回っていたという結果でございます。

(3) 熱源施設の稼働に伴い発生する大気質でございます。

熱源施設の仕様は、評価書の想定とおおむね同様でございます、また、駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素の事後調査結果は、予測結果及び環境基準を下回っております。

次に、2 騒音・振動でございます。

(1) 関連車両の走行に伴う道路交通騒音でございますが、騒音レベルの事後調査結果、これにつきましては、予測結果を一部の地点で夜間で上回っております。それ以外の地点や時間区分においては同程度でございます。この一部の地点において予測を上回った理由とし

では、現況調査地点のときよりも赤坂見附の交差点で調査したことによって、その寄与分が大きくなってしまったということが考えられるとしてございます。

また、この一部の地点、No.2の夜間について、環境基準を達成してなかったという結果でございますが、これについては、評価書で予測した条件より少ない台数、断面交通量とか関連車両台数、評価書で予測した条件よりも少ない台数だったということから、本事業による関連車両の走行に伴う道路交通騒音は周辺に著しい影響を及ぼしていないと推察をしてございます。

それでは、15ページをご覧ください。(2) 関連車両の走行に伴う道路交通振動でございます。振動レベルの事後調査結果は、予測結果と同程度、または下回っていたという状況です。また、全時間帯において環境確保条例の規制基準、これも下回っていたという状況でございました。

次に、3水循環でございます。

今回、2,670 m³の抑制対策量の整備をしてございます。これにより千代田区の要綱に示される雨水流出対策抑制量1,818 m³を満足しているということから、雨水を一時貯留し、地表面流出量の変化を抑えることができたと考えられてございます。

次に、4生物・生態系です。

(1) 生息環境の変化の内容及びその程度でございます。

こちらにつきましては、地域の潜在自然植生などを考慮して、シラカシ、スダジイ、モチノキなどの中高木、あるいはアオキ、ナンテン、ヤツデ等の低木を選定して植栽を新たにしております。

また、工事中に改変された範囲に生育していた樹木に関しては、場外での仮置きの後、新規緑地に移植したということから、計画地に生息する動物の生育環境は維持されていると考えられるとしてございます。

(2) 緑の量の変化の内容及びその程度でございます。

今回、工事前の緑地面積より、さらに多い既存緑地1,857 m²、新規緑地8,204 m²、合計で10,061 m²、緑被率33.1%の緑地を整備してございます。

5日影でございます。

(1) 冬至日における日影の範囲、時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度、及び(2) 特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の変化の程度、この両方につきましては、予測結果とおおむね同程度でございました。

6 電波障害でございます。

関東広域局、東京 MX なんですが、こちらで端子電圧の低下が見られましたが、受信画像は全ての地点で良好な受信状態でございます。東京 MX については、一部の地点で受信不能な状態でございますが、周辺につきましては CATV による受信形態のため障害の発生はなく、苦情などの問い合わせはないということから、テレビ電波の受信障害は発生してないと考えられております。

7 風環境です。

今回、事後調査結果 No. 1、No. 2 でございますが、ともにランク 2 でございます、予測結果とほぼ同程度という結果でございます。

8 景観でございます。

(1) 主要な景観の構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、こちらにつきまして、予測結果のとおり、地域景観の構成要素を著しく変化させるものではなかったと推察をしております。

それでは、16 ページをお開きください。(2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度でございます。

まず、近景域なのですけれども、計画地内に事業の実施前においても高層建築物が存在しておりまして、眺望を著しく変化させることはないと推察をしております。また、中景域及び遠景域においては、周辺の高層建築物とまとまって都市的な景観要素となっております。

(3) 圧迫感の変化の程度でございます。

計画建築物はおおむね予測どおりの位置に確認されており、計画建築物による形態率の増加分は、全ての地点において予測と同程度という結果でございます。

9 自然との触れ合い活動の場についてです。

まず、(1) 自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度でございます。

今回、計画地内には、花の広場、空の庭、水の広場など自然との触れ合い活動の場を設けることで計画地周辺の緑とのネットワークの強化、あるいはオープンスペースの量・質の向上が図られておりまして、これらオープンスペースは団らんや休息などに利用されておりまして、予測結果と一致するものとなっております。

(2) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度でございますが、計画地内には歩行者動線を整備をしております。このことにより、清水谷公園、あるいは弁慶掘及び歴史と文化の散歩道である紀尾井町通りへのアクセスルートが充実し、まして安全で快

適な歩行者空間が創出されたとしておりまして、予測結果と一致するものとなっております。

10 廃棄物でございます。

今回の事後調査で廃棄物の発生量が予測結果を下回ったという結果でございますが、こちらはテナントより排出されるごみ量について、いわゆる従量制を採用したことで排出量が抑制されたと推察をしております。

11 温室効果ガスでございます。

二酸化炭素、CO₂の排出量の調査結果は、予測結果とほぼ同程度という結果でございます。また、エネルギー利用の低減率の調査結果は、こちら、事後調査結果は31%なのですが、予測結果と同様に建築物の環境配慮指針の評価で段階3となっております。また、年間熱負荷係数の低減率（PAL）の事後調査結果、こちらは17.5%であり、予測結果である15%～15.1%と同様に段階2であったという状況でございます。

苦情についてはなしということでございます。

以上でございます。

○森本アセスメント担当課長 続きまして、資料17ページをお願いいたします。「立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業」の事後調査報告書について説明させていただきます。

お手元のホチキスどめの事後調査報告書の2ページをお願いいたします。

こちらの図は、土地区画整理事業による改変範囲をあらわすものでございまして、太い点線で囲まれた範囲が計画地でございます。昭島市福島町、築地町、中神町及び立川市泉町の各一部で構成されてございます。施行面積は約66.1ha、工事期間は平成25年度から29年度までとなっております。

本日の資料にお戻りください。

事故調査区分はご覧のとおりでございます。

調査項目・事項は、大気汚染、土壌汚染、廃棄物でございます。

調査結果の内容についてでございますが、最初に大気汚染についてです。

調査期間中、計画地に最も近い測定局では、一般粉じんの発生が顕著となる風速がわずかに観測されず、仮囲いや散水などの環境保全措置を実施することで評価の指標を満足しているという結果でございます。

次に、土壌汚染についてでございます。

計画地内4カ所において、環境確保条例及び土壌汚染対策法に基づき汚染土壌の掘削除去

の施行方法や搬出方法を届け出した上で、環境保全のための措置を実施し、土壌汚染の拡散は確認されなかったという結果でございます。

なお、調査期間中に実施した地下水の監視では、調査対象の物質は検出されず、含有量基準のみ超過した汚染土壌を掘削した区域では地下水の監視を実施してございません。

次に、廃棄物についてでございます。

アスファルト塊が予測を上回った理由は、地表から確認できなかった道路が新たに確認されたためとなっております。

苦情については、ございませんでした。

本件の説明は以上でございます。

続きまして、資料 18 ページをお願いいたします。「(仮称) TGMM 芝浦プロジェクト」の事後調査報告書について説明させていただきます。

お手元のホチキスどめの事後調査報告書の冊子、3 ページをお願いいたします。

こちらが計画地位置図でございまして、所在地は港区芝浦三丁目 11 番ほか、敷地面積は約 2.5ha となります。

4 ページをお願いいたします。こちらが施設配置計画図、右の 5 ページが計画建築物断面図となります。

5 ページをお願いいたします。高層建築物の新築でございまして、延べ床面積は約 300,000 m²、最高高さは、左の A 棟が約 169m、右の B 棟が約 181m、真ん中のホテルが約 50m。主な用途は業務施設、商業施設、宿泊施設などとなります。

工事予定期間は平成 27 年度～31 年度、供用開始予定は、A 棟とホテル棟が平成 30 年度、B 棟が平成 31 年度でございます。

本日の資料にお戻りください。

事後調査の区分は工事の施行中でございまして、調査項目・事項はご覧のとおりでございます。

調査結果の内容についてでございますが、まず大気汚染です。

(1) 建設機械の稼働に伴う大気質についてですが、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の期間平均値、日平均値の最高値は、ともに予測結果を下回るとともに参考比較した環境基準を下回っております。

(2) 工事用車両の走行に伴う大気質については、二酸化窒素の期間平均値は予測結果を下回り、日平均値の最高値は予測結果と同程度か下回るとともに、参考比較した環境基準を下

回ってございます。

続いて、2 (1) 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動についてでございます。

騒音レベル(L_{A5})の調査結果は予測結果とおおむね同程度、条例の勧告基準値を全ての地点で下回ってございます。

振動レベル(L_{10})の調査結果は予測結果と同値、または下回っており、条例の勧告基準値を全ての地点で下回ってございます。

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動につきましては、騒音レベル(L_{Aeq})の調査結果は予測結果を全ての地点で下回り、環境基準を1つの地点で上回ったが、評価書では将来基礎交通量に伴う騒音レベルを66dBと予測してございます。

振動レベル(L_{10})の調査結果につきましては、予測結果を全ての地点で下回ってございます。条例の規制基準値を下回ってございます。

苦情につきましては、大気汚染(粉じん)関連が1件、騒音・振動関連が9件ございました。粉じんへの対応としましてはシート養生、タイヤ洗浄や路面清掃の徹底、騒音への対応としましては夜間作業の制限や防音シートの設置個所の延長など、それから振動への対応としましては掘削速度を遅くするなどを行っております。

本件の説明は以上でございます。

続きまして、資料の19ページをお願いいたします。「都市高速鉄道東京臨海新交通臨海線(新橋～竹橋ふ頭間)及び都市計画道路補助313号線建設事業」の事後調査報告書について説明いたします。

お手元のホチキスどめの冊子の5ページをお願いいたします。

失礼しました、こちらのベージュ色の冊子をお願いいたします。こちらになります。5ページをお願いいたします。

本事業は、鉄道軌道と道路を新設するものでございます。鉄道の新設区間は図の太い点線、港区新橋二丁目から港区海岸二丁目までの約1.7km、主要構造はガイドウエー・中量軌道輸送システム、工事期間は平成4年度～7年度、7年11月から供用を開始してございます。

道路の新設区間は、こちらの図の太い二重線、港区東新橋一丁目から港区海岸一丁目までの約1.2km、道路の構造は平面で4車線でございます。工事期間は平成12年度～29年度でございます、昨年6月から供用を開始してございます。

本日の資料19ページにお戻りください。

事後調査の区分は工事の完了後、調査項目・事項はこちらのとおりでございます。

調査結果の内容についてでございますが、まず大気汚染についてでございます。

二酸化窒素の期間平均値は予測結果とおおむね同程度、日平均値の最大値は予想結果を下回り、参考比較した環境基準を満足。一酸化炭素と二酸化硫黄の期間平均値、日平均値の最大値は、全ての地点で予測結果を下回り、参考比較した環境基準を下回っております。

次に、騒音についてでございます。

騒音レベル(L_{A50})の事後調査結果は、全ての時間区分で予測結果とおおむね同程度、騒音レベル(L_{Aeq})の事後調査結果は、環境基準を全ての地点で下回っております。

次に、振動についてでございます。

振動レベル(L_{10})の事後調査結果は、全ての地点で予測結果を下回り、条例に基づく規制基準を下回っております。

次に、景観についてでございます。

(1) 地域景観の特性の変化の程度につきましては、駅舎や高架構造物は曲線デザインを多用、空の色に近い淡水色にするなど配慮し、周辺との調和を図っております。汐留地区では、林立する高層建築物の目前に曲線を用いた高架構造物が出現したことで美しい都市的景観が創出されております。

(2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度につきましては、先ほど言いました冊子の34ページをお願いいたします。こちらが世界貿易センタービルの展望台からの眺望、そして続きまして、35ページが蓬莱橋南交差点歩道橋からの眺望でございます。周辺建築物の形状に相違はございますが、対象事業においては予測結果がおおむね同様の景観となっております。

苦情についてはございませんでした。

本件の説明は以上でございます。

続きまして、本日の資料の20ページをお願いいたします。「東京都市計画道路環状第2号線（港区新橋～虎ノ門間）建設事業及び環状第2号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業」の事後調査報告書について説明いたします。

お手元のホチキスどめの事後調査報告書2ページをお願いいたします。図は、事業地位置図でございますが、赤色の実線が道路事業、そして緑色が再開発事業の図となるものでございます。

4ページをお願いいたします。こちらの上が本事業の平面図、下が縦断図、そして右側の上下が標準横断図でございます。

事業の規模等についてでございますが、上の平面図にございますとおり、港区東新橋二丁目から港区虎ノ門二丁目までの延長約 1.4km でございまして、車線数は、平面図の左側の地上部道路区間の本線、それから下の縦断図の本線トンネル部が 4 車線、トンネルの地上部分が側道 2 車線となっております。

道路構造は、下の縦断図にございますとおり、地上部同区間本線が約 0.43km、本線トンネル部が約 0.97km でございます。

工事予定期間は平成 17 年度～32 年度、完成予定年度は平成 32 年度でして、25 年度から交通開放されてございます。

再開発事業の計画地は、港区新橋四丁目、西新橋二丁目、虎ノ門一から三丁目ほかでございまして、平面図の黄緑色が再開発事業の計画建物、深緑色が計画建物の敷地でございます。

再開発事業の計画建物の高さは、下の縦断図にございますとおり、右側の I 街区が約 64m、左側の II 街区が約 80m でございまして、工事期間は平成 15 年度～22 年度、完成年度は、I 街区が平成 23 年 3 月、2 街区が平成 19 年 3 月でございます。

本日の資料 20 ページにお戻りください。

事後調査の区分は工事施行中その 8、調査項目・事項につきましてはご覧の項目でございます。

調査結果の内容についてでございますが、最初に道路事業について御説明いたします。

騒音についてです。

騒音レベル (L_{A5}) の調査結果は予測結果を上回りましたが、条例に基づく勧告基準を下回っております。予測を上回った理由は、交通開放した歩道部での工事で仮囲いを設置できなかったことと考察してございます。

次に振動です。

振動レベル (L_{10}) の調査結果は予測結果を下回り、条例に基づく勧告基準を下回っております。

次に地盤です。

調査期間中の累積変動量は-59mm～+11mm であり、側線 7 の 2 地点を除き許容沈下量の 30mm 以内におさまったため、建築基礎構造設計基準により地盤の変形は許容の範囲内であると判断し、2 地点が沈下した理由は、測定場所が他の工事用車両の出入口であったためと考察してございます。

次に、水循環についてでございます。

計画路線のトンネル部における地下水位は、不圧地下水位は降雨による変動がございましたが、不圧・被圧地下水とも掘削工事前の平均水位と同程度、流動阻害の影響は少ないと判断してございます。

続きまして、再開発事業について御説明いたします。

大気汚染についてでございます。

二酸化窒素の期間平均値は全ての地点で予測結果を上回ったものの、日平均値の最大値は全ての地点で予測結果を下回り、参考比較した環境基準を満足してございます。日平均値が予測を上回った理由は、予測したバックグラウンド濃度よりも調査時のバックグラウンド濃度が高かったためと考察してございます。

右側、21 ページをお願いします。浮遊粒子状物質と二酸化硫黄の期間平均値、日平均値の最大値は全ての地点で予測結果を下回り、参考比較した環境基準を下回ってございます。

一酸化炭素の期間平均値は、全ての地点で予測結果と同程度、日平均値の最大値は全ての地点で予測結果を下回り、参考比較した環境基準を下回ってございます。

次に騒音でございます。

発生・集中交通量による道路交通騒音についてです。

騒音レベル (L_{Aeq}) の調査結果は、予測結果と同程度、または下回り、一部の地点で環境基準を上回ってございます。予測を上回った理由は、道路交通騒音以外の雑踏などの影響が大きかったことと考察してございます。

続きまして、室外機の稼働による騒音につきましては、騒音レベル (L_{A5}) の調査結果は、全ての時間区分で予測結果を上回り、一部の時間区分において条例に基づく規制基準を上回ってございます。理由は、室外機以外の雑踏などの騒音の影響が大きかったことと考察してございます。

次に振動でございます。

振動レベル (L_{10}) の調査結果は、1 地点で予測結果を上回り、全ての地点で環境確保条例に基づく規制基準を下回ってございます。理由は、新橋駅への往来歩行者が極めて多く、その影響と考察してございます。

次に、低周波音についてでございます。

低周波音の平坦特性音圧レベル (L_{50}) の調査結果は予想結果を下回り、G 特性音圧レベル (L_{G5}) の調査結果は予測結果を上回ってございます。

G 特性低周波音圧レベルの調査結果は評価の指標とした ISO - 7196 の音圧レベルに該当、

時間帯別の 1/3 オクターブバンド音圧レベルの調査結果において卓越する周波数が見られなかったことから、周辺に影響を及ぼす低周波は発生していないと判断してございます。

G 特性が予測を上回った理由は、予測は 1/3 オクターブバンドの中心周波数 63Hz の音圧レベルに G 特性補正値を加えたものを予測値としているためでございます。同様に補正した調査結果は予測結果を下回ってございます。

次に、水循環についてでございます。

地下構造物躯体工事完了後の地下水位は、不圧地下水位は降雨による変動がございましたが、不圧・被圧地下水とも掘削工事前の平均水位と同程度、流動阻害の影響は少ないと判断してございます。

苦情についてはございませんでした。

本件の説明は以上でございます。

続きまして、資料 22 ページをお願いいたします。「杉並清掃工場建替事業」の事後調査報告について説明いたします。

規模等につきましては、杉並区高井戸東三丁目 7 番 6 号に所在、敷地面積は約 33,000 m²、可燃ごみ焼却処理能力は日量 300t の炉が 2 基で合計日量 600t、平成 29 年度から稼働してございます。

事後調査の区分は工事の施行中その 5 で、施行中の事後報告書としては今回が最後でございます。

調査項目・事項は、土壌汚染、廃棄物でございます。

調査結果の内容についてですが、まず土壌汚染についてです。

調査期間中に搬出した土量は、ふっ素及びその化合物が 340 m³で、全期間の搬出土量は、ふっ素及びその化合物 1,032.2 m³、砒素及びその化合物が 5,843.1 m³でございます。掘削・搬出は、指針に基づき拡散防止対策を講じて処理し、汚染土壌対策工事は適切に完了してございます。

地下水につきましては、ふっ素及びその化合物の溶出量基準を超過した区画は全て地下水基準を下回り、砒素及びその化合物の溶出量基準を超過した区画についてはシルト層であり、地下水は存在しなかったとなっております。

次に、廃棄物についてでございます。

調査期間中に、その他がれき類が予測を上回ってございます。その理由は、粉じん抑制のため施工した仮設アスファルトコンクリートを撤去したためでございます。また廃プラスチック

チック類の再資源化率が予測を下回った理由は、仮設全覆いテントのシート部が付着物と複合状態になり、再資源化が困難であったためでございます。

苦情につきましては騒音関連が7件。これらに対しましては、作業時間前や休日の作業音などで原因を確認し、直ちに作業を中止するなどの対応を行い、作業時間厳守などの周知徹底を行ってございます。

本件の説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

事後調査報告書の完了部門が2件と施行中のもの4件の説明がありましたけれども、ただいまの説明につきまして、何か御質問等があればお願いいたします。

森川委員、どうぞ。

○森川委員 最初の紀尾井町南地区の事後調査報告のところなんですけれども、熱源施設の稼働に伴い発生する大気質のところですが、施設の規模とかが計画時と大体同じか、ちょっと大きいけれども、それについて予測結果と大体同じぐらいでしょうという、結論のところ駐車場の供用に伴い発生する大気質の調査で、これは簡易法で測っておられるものですけど、それで大丈夫だったし、大丈夫でしょうみたいな書き方になっているんですけど、ちょっとこの駐車場の供用のほうは、ものすごく車両の台数が大きく下回っていますよね。それと、熱源施設の稼働で予測するところというのは煙突の高さが相当高いところから、ちょっと予測の結論を導くのに駐車場のところのことを引用しているんですけど、それはちょっと違うんじゃないかと思うんですね。恐らく結論的には、ほぼ大丈夫だろうと思うんですけども、ちょっと書き方のところで安直かなと思いましたので、ちょっとだけ気になりますところですよ。

あともう一点、立川基地跡地の土地区画整理事業のところですけども、これは一般粉じんの状況ということで、これもちょっと書き方なんですけれども、風速が、すごく吹くと、風が強いと粉じんがたくさん発生しますということで、今回事後調査の中では風が余り強く吹きませんでしたという書き方になっているんですけど、こういう言い方だと、風ありきみたいな印象になってしまいますし、近くの測定局でどうでしたよというところを、ちょっと書いていただきたいなと思いました。

以上です。

○柳会長 事務局、いかがですか。

○真田アセスメント担当課長 まず、1点目の紀尾井町の件なんですけれども、こちらにつ

きまして、先生の指摘を受けまして、今後こういう熱源施設の稼働に伴い発生する大気質の、こちらの結論の論理構成というのですか、それにつきましては、きちんとさらに精査の上、報告をしていきたいと考えてございます。

○森本アセスメント担当課長 2点目の立川基地の先生の御指摘についてなんですが、風ありきの印象というようなことになっているという御指摘ですので、次の事後調査報告の段階におきまして、事業者へ伝え、反映について調整してまいりたいと思います。

○柳会長 森川委員、それでよろしいですか。

○森川委員 はい。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

町田委員、どうぞ。

○町田委員 事後調査報告の委員会資料です。20ページ、21ページ、東京都市計画道路環状第2号線についてなんですが、21ページの再開発事業の調査結果の内容の下の方、4低周波音（室外機の稼働による低周波音）の記載事項の下の方ですね。G特性と書いてある下の3行がありますが、超低周波音を評価するG特性なんですが、この記載事項を拝見しますと、「予測は1/3オクターブバンドの中心周波数63Hzの音圧レベルにG特性補正値を加えたもの」と記載されておりますけれども、G特性は、1Hz～20Hzの周波数範囲について規定しているものですので、63Hzに加えるとかという、そういう記載はちょっと不適切ではないのかなど、そのように思います。同じ項目は、冊子、ホチキスどめの8ページ、(4)低周波音のところに書いてありますので、その点確認をお願いしたいと思います。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 低周波音の測定方法に関するマニュアルに御指摘の点については示されてございます低周波音の周波数の補正特性の63Hzの値を用いてございます。

○柳会長 よろしいですか。

○町田委員 ちょっとどういうんですか、本日の委員会資料なんですが、今申し上げましたように、G特性というのは1Hz～20Hzの周波数範囲に規定されている評価特性なんです。それで、この記載、調査結果の内容を見ますと、「63Hzの音圧レベルにG特性補正値を加えたものを予測値としている」と書いてあるんですが、63Hzというのは、G特性の評価特性の周波数範囲外なんです。ですから、不適切ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 必要によりまして事業者のほうに確認をしまして、そのように修正してまいりたいと思います。

○柳会長 よろしいでしょうか。

○町田委員 はい。

○柳会長 ほかに。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 立川基地のほうに、この報告書のほうの 22 ページと 23 ページですね、ここのところに地下埋設物がありましたということが書いてありまして、それで、後ろの 41 ページを見ますと、これについては試掘をして、それで場外へ搬出处分したというふうに書かれております。この部分について、この量全体が、試掘したものがかなり個数が多いですから、それを全部試掘して場外処分されたのか。それで、物を見ますと、再利用・再資源化率 100% になっているものがありますので、そのあたりのその量、これだけのものを本当に処分したのか。41 ページのほうの下の方に、「取扱方針」として残置しますよという言葉が書いてありますので、このあたり、報告書、表 3-1 に書いてある発生量というものが試掘量なのか、それとも残置量も含んだものなのか、そのあたりをちょっと明確にいただければと思います。

○森本アセスメント担当課長 御指摘いただいた件なのですが、24 ページの表についてなんですけれども、この太線から下のほうの表については試掘のものになりますので残置物は含まないということでございます。

○谷川委員 これだけの大量のものを外に搬出されたということですね。それで、後ろのほうに書いてある、処分したというふうに書いてあるので、そのあたり再利用と処分という感じはかなりごっちゃになっているので、原則として全部再利用したという理解でよろしいんですか。

○森本アセスメント担当課長 その辺については、曖昧な形になりまして申し訳ございません。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、宮越委員。

○宮越委員 本日の資料の 20 ページの東京都市計画道路環状第 2 号線についてなんですけども、この中で道路事業の 3 番目、地盤について、累積変動量は-59mm~-11mm で、ただ、大きな特に 2 地点でということを書いてあって、結局 30mm におさまりましたと書いてあるんですけども、事後調査報告書の結果のところなんですけど、5 ページにはそういったことは書いてなくて、最初から省いて-30mm~-11mm でしたっけ、書いてあるんですけども、こういう書き

方でだと問題、矛盾を感じたんですが、何かもし、これでいいのかというのをちょっと疑問に思ったんですけども。

○森本アセスメント担当課長 御指摘いただいた件についてなんですが、側線6と側線7についての記載が抜けた形となっておりますので、この点につきましては今後修正に向けまして調整させていただきたいと思います。

○柳会長 はい。

ほかにいかがでしょうか。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 杉並の清掃工場の件なんですけれども、ちょっと全部ちゃんと読み切れてなくて、また御説明いただいているかもしれないんですが、基本的には汚染土壌は全てもうチェックされて残置されたものはないとしてあるという理解でよろしいですか。

○森本アセスメント担当課長 残置はございます。

7 ページのほうをちょっとご覧いただきたいんですけども、こちらの図の欄外のところの右側の下のところに、「※G1-4 及び G1-7 は搬出せず残置する。」とございますので、こちらについては残置になるものでございます。

○齋藤委員 ちょっと全体像が読み切れてなくて、砒素が出ているところとふっ素が出ているところと区画が随分分かれていて、10 ページのところにある調査の表がちょっとうまく読み切れてないんですが、例えば砒素のほうは15mのところまであって、これより深いところがそもそもどうなっているのかですね。補正の状況がどうなっているのか。そこは撤去されたのかどうか。そこら辺はどういうふうな状況ですか。

○森本アセスメント担当課長 そちらについては、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○齋藤委員 わかりました。

あとふっ素と砒素、それから鉛の調査されている地点はぐーっと分かれているんですけども、ふっ素を測定されたところの砒素は調査されていないという理解でよろしいですか。

○森本アセスメント担当課長 土壌汚染対策法に基づいて調査しておりますので、汚染があったところについて指定をしているわけでございます。

○齋藤委員 あと表の見方なんですけど、空欄のところは調査をしていないということですね。それで、汚染がそもそもあるかどうかを、どの深さまで掘られて、例えばふっ素についての場所が、Aの幾つか、Bの幾つか、それからGの幾つかあるんですけども、ここについ

て、例えば砒素がどの深さまであらかじめ調査をされてここにはないというふうに判断されたのか。法令というかそれに基づいてやられたんだろうなとは思いますが、何というんですかね、ちょっと違和感のあるデータで、すごく局所的に指定の物質が出ていて。ですから、これは周辺にそういうものが広がっていてもおかしくはないかなと思うんですね。そこら辺の確認は大丈夫なんですよねというところを確認していただければと思います。

○森本アセスメント担当課長 そちらについては確認をさせていただきます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 2点あるんですけども、1点目が紀尾井町の案件で廃棄物なんですけれども、本日の資料の16ページを見ますと、量は少なくなったけれども資源化率も低くなっているという結果だと思います。これが事後調査報告書の147ページを見ますと、この本文中の下のほうなんですけども、下から3行目ぐらいに考察が書いてあるんですけども、「オフィス・ホテル棟の可燃ゴミ及び住宅棟の燃やすごみが多く発生したためと考えられる。」となっています。これが本日の資料の「テナントにより排出されるごみについて、排出者が排出重量に」と、要は従量制にしてお金がかかるようになったので量は減ったんだけどという理由とちょっと矛盾しているように感じまして、この部分、資源に回る量も増えるんじゃないかなというふうに感じるんですけども、何か一時的なものなのか、その理由がどういったところにあるのかというのがわかればなということと教えていただけたらと思いました。

それともう一点が、立川基地の跡地で、本日の資料だと17ページ目なんですけれども、アスファルト塊が予測を上回った理由として、「地表から確認できなかった道路が新たに確認された」というふうな記載がありまして、事後調査の報告書の中ではその記載の部分が、ちょっとどこなのかがわからなかったのもう少しこの部分を、ちょっと状態を教えていただけたらありがたいなと思います。

以上です。

○真田アセスメント担当課長 まず、1点目の紀尾井町の件でございますが、147ページの報告書のほうを見ていただきますと、ごみの量自体はまたテナントのほうに、オフィス・ホテル棟においてはテナントから排出されるごみについて、ごみ量については処分代を支払う従量制にすることによって排出量、ボリュームは抑制されました。ただ、資源化率についてはオフィスだとかホテル棟の可燃ごみとか、あるいは住宅棟の燃やすごみ、可燃ごみ、生ごみだとは思いますが、そういったごみが多く、要は想定より多く発生したため資源化率自

体は、資源化率は下がったと。総量としては減ったけれども、資源率は下がってしまったという推察、考察と考えてございます。

○柳会長 池本委員、よろしいですか。

○池本委員 多分、排出抑制もつながるのかなというふうを感じるのは、例えば全体の比率が、ほかの部分が減ったのでこの生ごみ、可燃ごみの比率が上がってとか、そういうことなのかもしれないなというふう感じたんですけれども、そういったことではないんですか。

○真田アセスメント担当課長 今、御指摘の点につきましては、ちょっとそこまで確認をできておりませんので、まずは事業者のほうに確認しておきます。

○森本アセスメント担当課長 それと、2 点目の立川基地の廃棄物に関してなんですが、こちらのアスファルト塊のところの記載なんですけども、これは冊子の 24 ページの上から 8 行目から 9 行目にかけてのところなんですけども、こちらのほうに記載させていただいてございます。

○池本委員 地表から確認できなかった道路というのは、地下道か何かだったんですか。

○森本アセスメント担当課長 その点につきましては、草が地表を覆っていて確認できなかったと事業者から伺ってございます。

○池本委員 わかりました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

事後調査報告書について事務局から説明がありましたけれども、説明が不十分なものについては、完了後のものについては事業者の確認をとって次回にまた報告していただくとか、工事施行中のものについては、指摘された問題点については次の報告書をつくる際に明らかにしていただくように事業者を指導していただければと思います。そういう形で進めてください。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 杉並清掃工場の資料の 10 ページですけれども、一応砒素が溶出量として検出されたところで地下水がないとか、ふっ素が検出されたところでも地下水があるところは地下水を調べているということなんですけども、やはり土壤に地下水が一定距離が詰まる、到達するということも知られているので、例えば前のページの C4-1 と B4-9 までは距離的に非常に近いので、そういったところも、土壤に検出されたところだけではなくて、その周辺の地下水を調べるという意味で、ふっ素だけを調べるのではなくて、砒素も改めてそこまで到達していないかどうか、そういうこともできれば今後は調べていただくといいのかなと思いま

す。

○森本アセスメント担当課長 御指摘の点につきましては、事業者のほうにも伝えまして指導してまいります。

○柳会長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、次に変更届 5 件について報告をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、資料の 23 ページをお開きください。

変更届につきましては、この紙をホチキスでとめたこちらに従いまして御説明をさせていただきます。

23 ページのほう、ご覧ください。

事業名は、「東京都市計画道路放射第 35 号線及び東京都市計画道路放射第 36 号線（板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目間）建設事業」でございます。事業者は東京都でございます。事業の種類は、道路の新設でございます。

それでは、こちらの変更届の 3 ページのほうをご覧ください。

こちら 3 ページに図面がありまして、真ん中のほうに板橋区と練馬区の大体境になるところが環状 7 号線との交差点、こちらを起点といたしまして、終点がこの事業区間、四角で囲まれたところの終点が練馬区早宮 2 丁目という、延長 1.97km の事業でございます。車線数は、本線 4 車線で、道路幅員が 40m～50m、道路構造はほぼ平面構造となっております。

それでは、資料のほうにお戻りください。

資料のほうにお戻りいただきますと、変更内容の概略といたしまして、まず 1 変更理由でございます。今回の変更理由ですが、既定の事業計画に合わせた用地の取得、これが遅れていることなどによりまして、既定の事業期間内に完了できないため、工事期間及び供用開始時期を延長するということでございます。

2 変更内容でございます。工事期間ですが、変更前は平成 29 年度で工事期間終わる予定でしたが、今回の変更で平成 35 年度に変更になります。それに従いまして、供用開始についても、変更前は平成 30 年度供用開始でしたが、今回の変更により供用開始は平成 36 年度に変更となります。

下にある環境影響評価項目の再評価（見直し）結果なんですけど、今回の変更において工事期間及び供用開始時期は変わりますけれども、工法・規模などの予測条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

この事業に関する説明は以上でございます。

○森本アセスメント担当課長 続きまして、資料 24 ページをお願いいたします。

都市高速道路 高速外郭環状葛飾線建設事業の変更届について御説明いたします。お手元の変更届の冊子の 3 ページをお願いいたします。

規模等についてですが、図をご覧ください。図の左側の太線、東京都環境アセス対象区間、こちらが計画区間でございます。葛飾区東金町八丁目から東金町七丁目までの約 0.9km、車線数は往復 4 車線、高架構造でございます。工事期間は平成 15 年度～30 年度で、完成予定年度は 30 年度となります。図の右側が千葉区間でございます。こちらに難工事箇所、ここは外郭環状道路と県道市川-浦安線が交差しているんですけども、こちらに時間を要し、完成予定年度が 30 年度となったため、本事業の完成予定年度も 30 年度まで延伸となるものでございます。

本日の資料 24 ページにお戻りください。

環境影響評価項目の見直しについてですが、今回の変更で工事期間及び供用開始時期は変わりますが、工法・規模の予測条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

本件の説明は以上でございます。

続きまして、25 ページをお願いいたします。「東京都市計画道路放射第 5 号線（杉並区久我山二丁目～久我山三丁目間）建設事業」の変更届について御説明いたします。

変更届の冊子 2 ページをお願いいたします。

こちらの図の起点から終点までが計画道路でございます。起点が杉並区久我山二丁目から終点が杉並区久我山三丁目までの延長約 1.3km でございます。車線数は往復 4 車線、道路幅員は 60m、工事期間は平成 20 年度～32 年度の予定、供用開始は平成 33 年度の予定でございます。

資料にお戻りください。変更内容の概略についてでございます。

変更理由については、平成 18 年度から用地取得を進めてございますが、用地交渉などが難航していることなどの理由によりまして、工事期間の終期を平成 29 年度予定から平成 32 年度予定へ、供用開始を平成 29 年度予定から平成 33 年度予定へそれぞれ変更するものでございます。

なお、環境影響評価項目の見直しについては、今回の変更で工事期間及び供用開始は変わりますが、道路の構造及び工法などの予測条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

本件の説明は以上でございます。

1枚おめくりください。資料26ページをお願いいたします。

「西東京市都市計画道路3・2・6号調布保谷線（西東京市東伏見～北町間）建設事業」の変更届について御説明します。

変更届の2ページをお願いします。図は、事業区間の位置図でございまして、下の起点の西東京市東伏見六丁目から上の終点の西東京市北町三丁目までの延長約3.9kmが事業区間でございます。車線数は本線4車線、道路幅員は36m、一部区間は20mとなっております。道路構造はこちらに記載の4種類でございまして、工事期間は平成15年度から平成32年度の予定、供用開始は平成33年度の予定でございます。

冊子にお戻りください。変更内容の概略についてでございます。

平成13年度から用地取得を進めてきてございますが、移転先の選定や対象者の高齢化などの権利者の不安解消や生活再建などの諸事情を考慮した用地交渉及び用地取得などが引き続き求められているなどの理由によりまして、対象事業を期間内に完了できないため、工事期間の終期を平成29年度予定から平成32年度予定へ、供用開始を平成30年度予定から平成33年度予定へそれぞれ変更するものでございます。

なお、環境影響評価項目の見直しにつきましては、今回の変更で工事期間及び供用開始時期は変わりますが、工法・規模などの予測条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

本件の説明は以上でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。「(仮称)東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中央外3号線道路建設計画」の変更届について御説明いたします。

変更届の冊子の2ページをお願いいたします。

こちらが計画道路の位置図でございまして、起点の中央防波堤内側埋立地から終点の中央防波堤外側埋立地までの延長約1.6kmが計画道路の区間でございます。車線数は往復4車線、道路幅員は30m～40m、工事期間は平成28年度～平成34年度の予定、供用開始は平成35年度の予定でございます。

本日の資料にお戻りください。

変更内容の概略についてでございますが、変更理由については、中央防波堤地区周辺の開発状況を踏まえまして段階的な整備を図る方針となり、往復4車線供用前に暫定供用時として往復2車線の供用を行うこととなったため、事業計画を変更。東西水路が海の森競技場建

設事業のため航行禁止となり、定期的に行われていた水路の維持管理としての浚渫が行われなくなったため、東西水路横断橋海上架設工事における台船航行に必要な水深が確保できず、本事業で浚渫を行うこととなり、施工計画を変更するものでございます。

主な変更内容についてでございます。事業計画の変更につきましては、工事予定期間の終期を31年度から34年度へ、供用開始を平成32年度から平成35年度へ変更。整備計画は、当初計画にはなかった平成32年度からの往復2車線の暫定供用が追加、それから当初の平成32年度からの往復4車線の供用開始を往復4車線の拡幅整備時である平成35年度からに供用開始を変更するものでございます。施工計画の変更につきましては、東西水路横断橋の海上架設施工で台船一括架設を行う前に、航路の計画水深確保のための浚渫工を追加するものでございます。

環境影響評価項目の見直しにつきましては、評価の対象とした9項目のうち、大気汚染、騒音・振動など5項目について予測・評価の見直しを行ってございます。追加された暫定供用時の騒音が環境基準を超過するが、適切な環境保全を実施することで評価の指標を満足するように努めることから、変更前と評価の結論は変わらないとしてございます。

本件の説明は以上でございます。

○柳審議会会長 変更届5件について説明がありましたけれども、何か御質問等はございますでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 最後に御説明いただいた東京港の件ですけれども、これちょっと私の記憶があれですけれども、東京オリンピックの関連が少しかかわっていたと思うんですけれども、この暫定供用日とそのあたりというのは、何か関係があるのでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 御質問いただいた件ですが、オリンピックまでに暫定のこの2車線を開通手続するというところでございます。

○池本委員 そうすると、暫定供用して、オリンピック中は工事を行わないで、終わったらまた工事をするとか、そういうことになるのでしょうか。間に合わせるためにスケジュール組んでたように記憶しているんですけれども。

○森本アセスメント担当課長 そちらの件につきましては、まだちょっと詳細について確認ができていないです。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それではその次に、対象計画策定に係る書面提出書、それから着工届について説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、お手元にご覧いただけます「策定した対象計画及びその概要」と書かれましたこのホチキスどめの薄い冊子をご覧ください。こちらの2ページをご覧ください、対象計画の概要でございます。

都市計画道路の名称ですが、「東京都市計画道路幹線街路環状第4号線（港区港南一丁目～同区白金台三丁目間）建設事業」でございます。こちらにつきましては、特例環境配慮書ということで今まで御審議をいただいた案件でございます。対象とする延長及び区間なんですが、起点が港区港南一丁目、終点が港区白金台三丁目となっております、延長が約2.1kmでございます。車線数が本線往復4車線となっております。

それでは、計画書の7ページをお開きください。

こちらご覧いただきますと、図面の上のほうに平面図となっております、そちらに白金台区間、あと高輪・港南区間と表示があるかと思えます。こちらのほう、白金台の幅員は規定の都市計画は25mだったんですが、今回こちら25mとしておりまして、今回の計画でも25mとしておりまして、道路構造は平面構造とし、都道312号あるいは国道1号など、主な道路との交差形式も平面交差としてございます。

今回の道路なんですが、車両の両側に設ける、断面図と記載されておりますけれども、そちらの両側に設ける歩行者、自転車の通行区間をカラー舗装などによる視覚的な分離を行い、植樹帯または植樹柵には中木及び低木による植栽を行うとしております。車道部には低騒音舗装を施設し、中央部には高さ1mの遮音壁を設置するとしてございます。その他の高輪・港南区間につきましては、特例配慮書のほうで説明した内容と同じでございます。

それでは、計画書の11ページをご覧ください。2対象計画を策定した理由となっております。

今回、知事の審査意見書あるいは特例環境配慮書に対しまして寄せられました都民あるいは関係区長の意見に加えて、今回、計画、環境あるいは事業面の観点からの評価を行ったというものでございます。

まず、審査意見書でございますが、知事の審査意見書としては、騒動・振動、景観及び廃棄物に関する意見が付与されたとなっております。このうち、今回、A案、B案、複数案の計画を策定してございます白金台地区に関係するものは、騒音・振動となっております。

(2) 都民の意見書、関係区長の意見としては、都民から14件の意見書、関係区長から2

件の意見が提出されたという状況です。

それでは、12 ページをお開きください。(4) 環境的評価でございます。

環境影響評価について、A 案、B 案、それぞれ評価をしたところ、生物・生態系あるいは景観は幅員が 30m である B 案が勝るといふ評価ではございましたが、有意な差ではなく、廃棄物は A 案が勝るものの、こちらにも有意な差ではないとしております。ほかの項目については、両案とも同じ、ほとんど差がないという結果でございました。

(5) 事業的評価でございます。

A 案については、既定の都市計画で 25m というものに対し、B 案については、都市計画の幅員を 30m に変更するという案でございました。それにより、新たな都市計画の制限が加わるほか、事業費あるいは維持管理費が高くなるという考察をしております。さらに B 案の場合は、新たに既存の堅牢な建築物の移転も対象に含まれることから、合意形成に係る権利者が増えるなど、地域に与える影響は大きくなると考察をしているということでございます。

最後、総合評価でございます。

知事の審査意見では、特例環境配慮書が環境影響評価書に相当するということが示されました。都民からの意見書では、一方の案を推奨するような意見の偏りは少なかったとしております。一方、両案を相対評価すると、計画的評価や環境的評価では有意な差は見られないものの、総事業的評価では、A 案が経済性などの面で優れているという結果でございました。複数案を提案した本地域は、既に高密度な市街地が形成されており、都市計画幅員を拡幅すれば、新たに都市計画制限を受ける権利者も多く、地域への影響も懸念されると。したがって、両案には機能的な差異がないこと、あるいは地域の実情を総合的に判断して、A 案を本事業の計画案として選定するとしてございます。

本件に関する説明は以上でございます。

それでは、資料の 12 ページをご覧ください。これは着工届でございます。今回新たに「虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業」、あとは「京王電鉄京王線（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）連続立体交差化及び複々線化事業」、これらの着工届が出されているという報告でございます。

受理報告は以上でございます。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等あればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、受理関係につきましては、これで終わりたいと思います。

そのほか何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終了したいと思います。

皆さんどうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後 0 時 09 分閉会)